

奥山埋立処分地の放流水の水質の維持管理基準値変更に係る生活環境影響調査書の縦覧の終了について

奥山埋立処分地の放流水の水質の維持管理基準値を変更するにあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づき、令和6年10月1日より実施していた生活環境影響調査書の縦覧は令和6年10月31日に終了しました。

なお、今回の生活環境影響調査書に対して以下のとおり意見書をいただいております。

| | 意見 | 組合の見解 |
|---|---|--|
| 1 | <p>P F A S について記載がない。</p> <p>他地域の河川で P F A S の汚染が確認されている報道を目にします。</p> <p>廃棄物に含まれているフライパンが原因で P F A S による汚染が発生していないか、調査する必要があると思います。</p> | <p>今回の生活環境影響調査は、現在の奥山埋立処分地の維持管理基準値の一部を変更した場合の環境への影響を調査するため実施したものであり、P F A S は調査対象外です。</p> <p>ご指摘の P F A S については、組合としても国の検討状況等を注視しているところです。今後も基準値の設定や監督官庁の指導等があった場合は、適法・適切に対応してまいりたいと考えております。</p> |